



「インスピレーションになろう」 BE THE INSPIRATION

2018-19年度 RI会長／バリー・ラシン RI.D2590ガバナー／金子 大 横浜旭RC会長／市川 慎二

国際ロータリー第2590地区

横浜旭ロータリークラブ

事務所 横浜市旭区二俣川1-37-3 NJTS1階／〒241-0821
TEL.045-465-6702／FAX.045-465-6712
http://yokohamaasahirc.cho88.com

Email:asahirc@titan.ocn.ne.jp

例会場 横浜市旭区二俣川1-45-30工藤ビル
(株岡田屋3階会議室)

例会日 毎週水曜日／12時30分～1時30分



被災地の子ども達にクリスマスプレゼント



チャリティーコンサート



ガールスカウトとクリーン作戦

2018年9月19日 第2352回例会 VOL. 50 No. 11

■司会 SAA 内田 敏

■開会点鐘 会長 市川 慎二

■斉唱 手に手つないで

■出席報告

会員数	31名	本日の出席数	22名
本日の出席率	88.0%	修正出席率	100%

■本日の欠席者

増田、北澤、二宮（麻）

■他クラブ出席者

増田（横浜緑RC）

■ビジター

山形 光正様、本山 真弘様
(地区大会キャラバン隊、横浜中RC)

■ゲスト

中嶋 貴浩様
(朝日税理法人シニアマネージャー、税理士)
沈 佳穎様(米山奨学生)

■会長報告

皆様、こんにちは。ずいぶんと涼しい日も続き、過ごしやすい時期になってきましたが、寒暖差で体調管理も難しくなります。どうぞお体にお気をつけてお過ごしくださいませ。

さて、短い期間の中、情報集会を開いて頂き、ありがとうございました。

当クラブの情報集会は、親睦を深める交流

や、新会員にロータリー研修を行うだけでなく、活動や意見交換の場としても大切な役割を持っています。その情報集会でのご意見を伺い、すぐに行動に移したいと思えるものが沢山ございました。次回の体験例会、災害時緊急支援基金の設立に向け検討して参ります。

○地区関係

1) 米山カウンセラー研修会

日時 10月4日

安藤会員、ご出席をお願い致します。

2) RLI ロータリーリーダーシップ研究会パート2

日時 10月14日

開催通知をコピーして全員に配布するようにとのことでしたので、各会員のビニールに入れておきました。

参加希望の方は、事務局の佐藤さんまでお願い致します。

○クラブ関係

次週は体験例会の為、例会が以前の例会場の、二俣川ライフ4Fのコミュニティーサロンとなりますので、お間違えないようお願い致します。また、当日はお客様の紹介などもあり時間がないので、早急な報告のみとして、委員会報告は少なくしたいと思います。

■地区大会のご案内

地区大会キャラバン隊山形様、本山様
(横浜中 RC)



■沈さん近況報告

今日は新しいバイト先の話をしたと思います。最近、ベビーグッズの会社 Doctor Betta でバイトを始めました。そのきっかけはおもしろく、私が Instagram という写真をポストできるアプリをしていて、ポストした写真をユーザーが「いいね」できて、そこで Betta の社員が私をみつけて、プロモーションビデオの撮影を依頼され、おもしろいと思って参加しました。その会社の方によかったら私たちの会社でバイトしてみませんかと誘われ、現在のバイトに繋がっています。

やはりソーシャルメディアの力が大事だなと思いました。

■情報集会報告

○B グループ

日時 9月5日(水)

参加メンバー (敬称略)

佐藤真吾、市川慎二、二宮 登、太田勝典、今野丁三、青木邦弘、兵藤哲夫、内田 敏、吉原則光、北澤正浩、須藤 亘

1) 会員増強について

会員増強については一人ひとりが意識をして、引き続き声を掛け続けていく必要がある。声かけ先のイメージとしては下記のとおり。

- ①体験例会の参加者
- ②過去の旭ロータリアンで現在は退会している方。その方からの知人・親族の紹介
- ③女性会員増強に向けて女性経営者への声かけ
- ④自身と付き合いのある業者の方。その方からの知人・親族の紹介
- ⑤趣味のつながりの方。その方からの知人・親族の紹介。

上記を参考にして幅広く声かけを実施していく。そのためにも、これまでの体験例会参加者・退会者のリストも再度整備をすることでリストアップ化をし、可視化していく必要がある。また、会員増強に向けた仕組み作り(体験例会後のフォローについて誰かいつどのように行っていくか等)も検討し、強化していく必要があると考える。

11月9日(金)	11月10日(土)
第1日目 本会議 (クラブ会長・幹事会) パシフィコ横浜 会議センター3階	第2日目 本会議 パシフィコ横浜 会議センター1階メインホール
11:30 登録開始 12:30 点鐘・式典 紹介、ガバナー挨拶 国際ロータリーの現状報告 13:20 各種委員会報告 大会決議案協議 13:40 講演会 講師：歴史学者 所 功正 14:50 地区指導者育成セミナー (拡大・増強シンポジウム) 講師：RID2840 直前ガバナー 田中久夫氏 (高崎 RC) 16:20 点鐘	11:30 登録開始 12:30 点鐘・式典 紹介、ガバナー挨拶 地区現状報告、大会決議案採択 RI会長メッセージ 寄付金贈呈 表彰 14:30 青少年関連プログラム紹介 新会員紹介 15:25 記念講演 講師：裏千家15代・前家元 外務省参事 千玄室氏 (京都 RC) 16:40 ガバナー補佐主催の クラブ活動事例発表 18:10 点鐘
RI 会長代理ご夫妻歓迎晩餐会 ヨコハマグランド インターコンチネンタルホテル 3 階 17:00 開宴 19:00 閉宴	会員懇親会 パシフィコ横浜 会議センター 3 階 18:30 開宴 20:00 閉宴

※プログラムの内容・時間等は、変更の可能性あります。

記念講演

11月10日(土)

15:28~

パシフィコ横浜
会議センター1階メインホール

「ロータリーと共に」

(講師) せん げんしつ
裏千家15代・前家元 千玄室氏 (京都 RC)
外務省参与

(略歴)
大正12年京都府生。同志社大学法学部経済学卒業。韓国中央大学校大学院博士課程修了。文学博士。昭和39年千利休居士15代家元を継承。平成14年家元を譲座し、千玄室に改名。現在の主な役職に外務省参与、ユネスコ親善大使、日本・富山親善大使、日本国 観光親善大使、(公財)日本国親善協会会長、文化功労者国家顕彰、文化勲章、レジオン・ドヌール、勲章オフィシエ(仏)、大勲章十字章(独)、等受章。主なロータリー歴に、1972-73年度 京都ロータリークラブ会長、1975-76年度 RID2650 地区ガバナー、1988-90年度 国際ロータリー理事、1998-2002年度 ロータリー財団管理委員(トラスティ)、2012年~現在 (公財)ロータリー日本財団理事長。

また、若手層の会員増強のきっかけ作りとして会社の後継者等の若手層を招いた若手会（二世会）を開催し、ロータリーへ参加・入会しやすい風土を作っているかどうか。

最後に会員増強も大事であるが、既存メンバーを大切にし、退会防止することも大事なことと思っている。

2) 横浜旭ロータリークラブ 災害時緊急ファンド資金について

災害に対する意識醸成のためにも非常にいい活動であると考え。50周年の記念事業としても後世に残していく事業・活動として、仕組み作りを検討していく必要がある。

なお、災害に関しては基本的には行政がやることであり、行政が出来ないことを私たちが対応していけるような仕組みが必要であると考え。ファンド資金調達については次の意見が出ました。

①これまでのロータリーの収支を鑑みて留保しているファンド（50周年の予算活用等）としてはどうか。

②発起人を集い、ある程度の資金を確保する。

③名誉会員から月々の会費を回収し、積み立てに当てる。

④会員1人当たり 35,000 円を集める。

⑤ロータリーの昼食について節約をし、積み立てに回す。

*月に数回、区内の障害者が作るパンと牛乳に置き換えることで1回一人当たり 500 円で抑えられる。

*今回、新たな災害時緊急ファンド資金の事業を検討するに当たって、これまでのロータリーの活動について活動内容とその結果を改めて検証をすることで、継続すべき事業と一定程度役割を果たしたことから中断する事業についても検討する必要もあると考える。

○Aグループ

日時 9月13日(木)午後6時30分

場所 謝朋殿

(出席者) 関口、太田幸治、田川、増田、斎藤、内田、五十嵐（7名・敬称略）

1)・2) 体験例会を盛り上げ、どう増強につ

なげるか。

・情報として、意外と私達のまわりから他クラブに入会している方が多い。

・クラブ全体の50周年目標テーマとして、50周年55作戦として、一人一名以上の紹介をする。

・クラブを活性化させるには、若い人の入会が不可欠。ただ年寄は若い人との繋がりが乏しく若い会員に期待したい。

・クラブのHPをもっと活用して、PRに努める。

・増田G補佐が会長時代、情報集会各グループにたいして1名紹介すると、5万円賞金を出す企画を提案したが、不発だった。との事でしたが、今回出席者全員そんな企画は知らなかったとのことでした。今一度そんな方法にトライしてみてもいいのでは。

・親睦での趣味の会のイベントに、友人知人をお誘いする。ただ、体験例会の際お客様アンケートを実施していますが、その情報ファイルが活かされていない。そのファイルを歴代の増強委員会が管理し、親睦委員会と共有して活用する事を行うべきではないでしょうか。

・RCからプロバスに移行する方が多い。会費の安さと月1回の例会の気軽さが魅力のようです。

・最後にグループ全体の雰囲気として、参加者が比較的高齢の方が多いいいか、若い会員にお任せしたいようでした。

3) 災害基金の積み立て方について

・ニコニコの一部を積み立てにまわす。

ニコニコの資金をまわすのはダメで、今迄以上にニコニコの目標を上げるのが可能である状況なら、クラブ会費を上げるべき。

・定期的に基金募金の袋をまわす。袋をまわすのは効果的。

・発起人制度もひとつの方法。50周年にむけ、OBにも呼びかけては。

・自然災害が多い中、基金が枯渇しないか心配。

・(矢田) もう子ども達へのクリスマスプレゼントは止めていいのでは。ご自身は2回で止められたそうです。

■米山奨学委員会

青木 邦弘

1) 米山奨学委員長会議

日時 9月13日(木)15時～17時

場所 ソシア21

金子ガバナー、増田ガバナー補佐ご出席の元、いろいろな発表、講演等がありましたが、結論は「もっと寄付をして下さい」とのお願いでした。

又、地区大会への参加が少ないので、是非参加をとのお願いもありました。

2) 10月13日(土)に米山記念館訪問を予定しております。

従って10月10日(水)の例会はお休みとなり、13日に移動例会となります。現在、10名の申込者がいらっしやいます。是非とも、何度も記念館に訪れた方、初めての方、ご参加下さい。又カウンセラーをされた方々には、学友に参加のお声掛けをお願い致します。ご家族の参加も大歓迎致します！。

3) 本日は第三例会です。米山奨学金の寄付もよろしくお申し込み申し上げます。

■ロータリーの友誌の紹介

岡田 清七

ロータリーの友9月号、一週間前に戴き、しっかり読まさせて頂きました。RI会長のメッセージに今月のテーマ、いっしょに笑顔でした。読めば読むほど味のある雑誌です。改めて感じました。

左開き横文字は世界の情報を知ること、右開き縦文字は日本国内のロータリークラブ情報です。横書き15ページにロータリーの友は積んどく？いや読んどくとありますが、その通り非常に参考になる記事が一様です。

時間を作り是非お読みください。ロータリーの友を有効にお楽しみ下さることをお願い申し上げます。

■ニコニコBOX(会員敬称略)

山形光正様・本山真弘様(横浜中RC)／横浜中ロータリークラブの山形、本山です。地区大会のご案内に参りました。ご参加よろしくお願い致します。

市川 慎二／一旭税理士法人シニアマネージャー中嶋貴浩様、本日の卓話宜しくお願

致します。②横浜中ロータリークラブ山形様、本山様、本日はお忙しい中、お越しいただき有り難うございます。

安藤 公一／①山形様、本山様ようこそ。②中嶋様、本日の卓話宜しくお願致します。③先週水曜日のナイター競馬、後藤さんご手配ありがとうございました。おかげ様で多少のお小遣いを頂くことが出来ました。次回も是非お願致します。

内田 敏／①山形さん、本山さん、ご苦労様です。②本日の卓話、柳沢さん、中嶋さん、よろしくお願致します。

柳沢 哲也／昼は暑いですが夜は少しづつ涼しくなりました。季節の変わり目で我が社でも風邪がはやっています。皆様もご注意下さい。

田川 富男／川崎競馬、後藤さん、ご苦労様でした。金儲けは出来ませんでした。楽しい夜でした。有難うございました。

大川 伸一／中嶋貴浩様、本日の卓話を宜しくお願致します。

後藤 英則／先日のナイト競馬観戦に参加された皆様、楽しまれましたでしょうか？我が社の事務員さんは最終レースで100円の馬券が5840円になり大喜びでした。

兵藤 哲夫／会場準備、当番出来ずに申し訳ありません！

須藤 亘／秋らしい気持のよい天気となりました。本日の卓話中嶋様、ようこそいらっしやいました。どうぞ宜しくお願致します。

■卓話「新事業承継税制について」

朝日税理士法人 中嶋貴浩様



皆様今日は、本日は皆様は自社株等お持ち
と思いますが、その株式を2代目またその次
の代に株は承継していくことになります。そ
の時に掛かる税金のお話しです。ただで渡せ

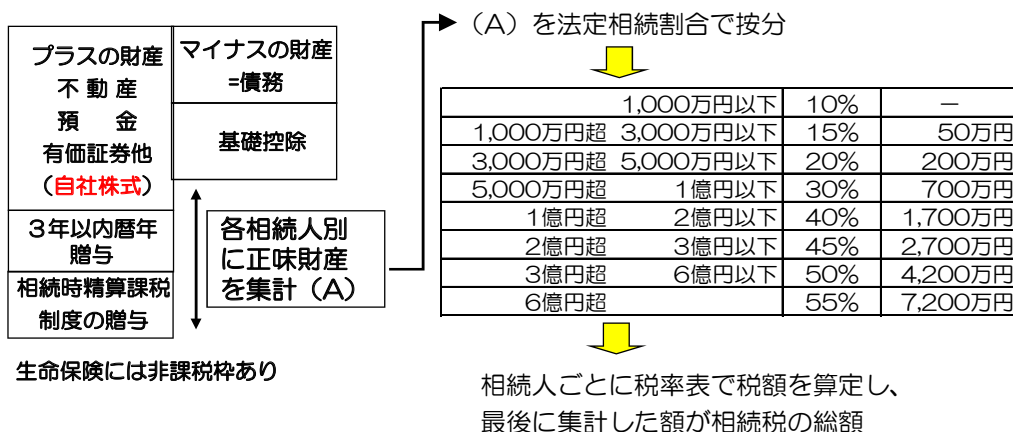
ば贈与税が掛かります。相続を経て渡せば相
続税が掛かります。その税金を軽減しよう
というのが、この事業承継税制となっております。

事業承継の選択肢



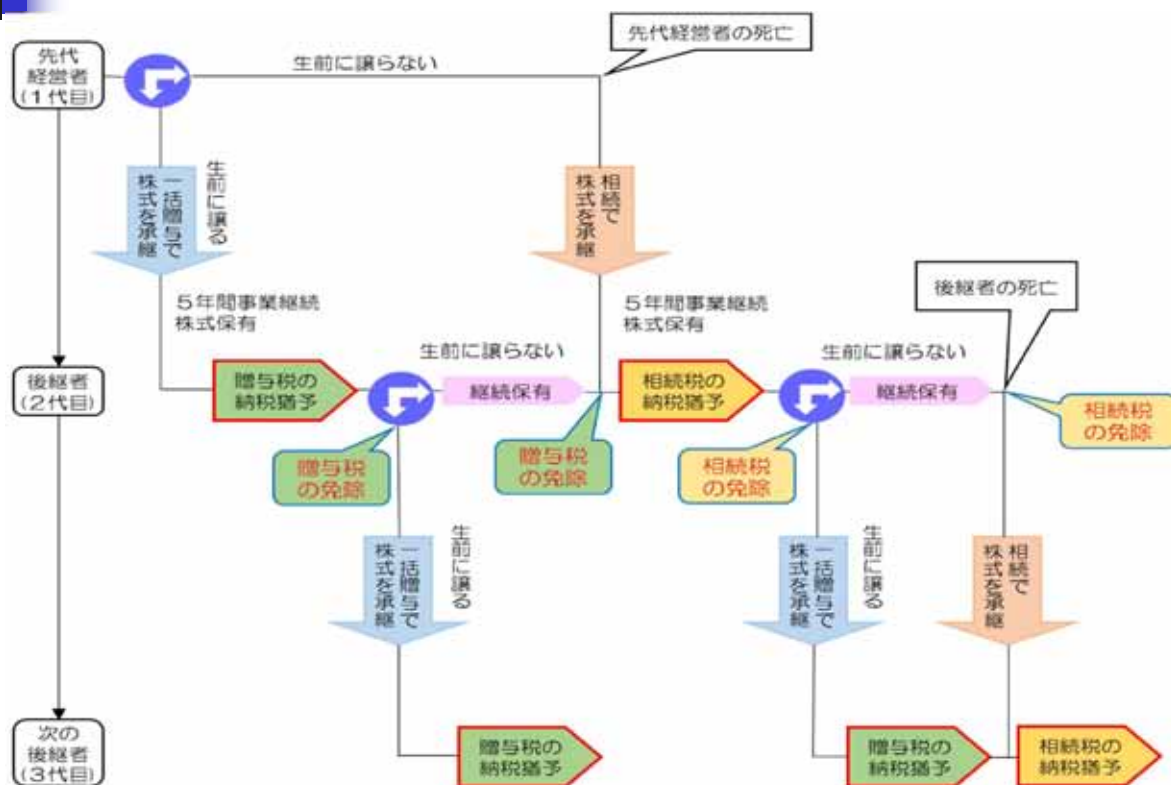
(※) 遺留分とは・・・私有財産制のもとでは、人は自由に生前に財産を処分し、死後の財産処分も自由にできるのが建前。しかし一方で、遺族の生活基盤を保護することも重要。そのため、相続財産の一定割合を一定範囲の相続人に保障するための制度が遺留分の制度。

相続税と事業承継税制の関係



- 自社株式の評価が高いと相続税の負担が重くなる⇒**税負担と納税の問題**
- 自社株式は不動産より**流動性が低い**
- 相続税の税負担を減らすために事業承継税制が平成21年度税制改正に創設
- 自社株式の評価を減額し、納税を猶予⇒あまり利用されなかった
- 利用件数の低かった原因の多くを平成30年度改正で是正⇒**依然、免除までの道のりは長い**

事業承継税制を活用した自社株式承継のモデルケース



今回は時間の関係もございませうので、その大枠をご紹介していと思ひます。

この事業承継税制、株式の納税猶予制度といひ方もしませうが、この事業承継税制の前に新とあるように、古い事業承継税制がございませう。この古い税制と新しい税制の位置関係からご理解頂ければと思ひます。

この事業承継税制はさかのぼれば、平成21年度に大元の制度が創設されませう。ただスタートして21年から28年まで、統計からこの制度を利用している会社は2,000件位で、今日本の中小企業は380万社といわれていませうので、率的には0.05%しか使われていませう。この状況を改善する目的で、今回政策的に平成30年度より、新しい事業承継制度が特例制度として設けられませう。特例制度の為、この新制度は10年間の期間限定に今の処なっております。

今回この特例制度は従来の原則的承継制度と平行的に10年間だけ行われませう。ですから、

今からの10年間は、もし皆様がこの制度を使おうと思ひれば、原則的なものまたは特例を選択して行くことになリませう。通常は特例制度のほうが有利なので、特例制度を利用することになるとは思ひませうが、10年間で今のところ元の制度に戻ることになリませうので、この位置関係をご理解いただければと思ひます。

ここで、先代の経営者が生前で一括で次期後継者に譲る場合 (贈与した場合)、仮に株の価値が1億円あったとして、もし贈与で渡した場合、通常の場合およそ5,000万円位掛かります。もちろんこれを払えば承継出来るのですが、なかなか払うのが大変なので、その時点でこの贈与税を猶予してもらふ為、この事業承継制度を適用しますと、この5,000万円は猶予してもらふことになり、2代目の方がそのまま株を持ち続けることになリませうが、その間先代の経営者が亡くなつた際、この時点で5,000万の贈与税が免除になリませう。ただ、免除された時点で自動的に当初の株式 (1億円) に対して相続税が課税されませう。そ

の際相続税が払えない場合、今度は相続税の納税猶予制度（事業承継制度）に切り替えなくてはなりません、その後、3代目に譲らず継続的に保有する場合、2代目が亡くなった際、初めてこれまで猶予されていた相続税が免除されます。免除になるまでの期間が非常に長いのがネックです。この点は前の事業承継制度も新事業承継制度も変わっていないところです。

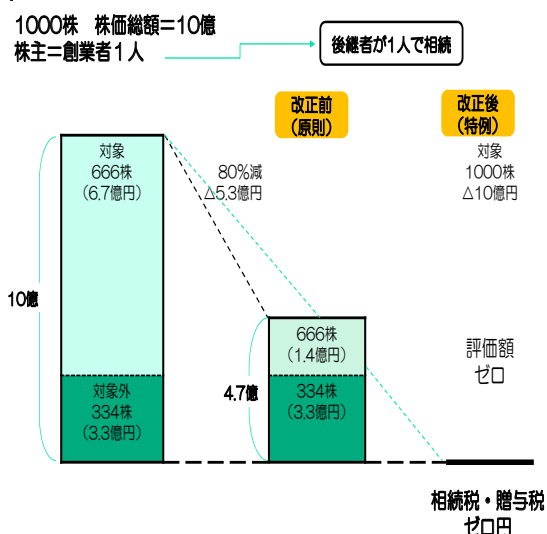
この税金を猶予されている間はいろんな制約が課せられます。国とか税務署に常に報告義務がありますし、いろんな制約を2代目が亡くなるまで守り続けていない。

ある時、守れなかった場合は過去にさかのぼって税金（利息も含めて）を払うことになります。

2代目が亡くなった時点で相続税は免除されますが、その株は3代目に承継しなくてはなりません。そこで3代目の方が相続税または贈与税の支払い義務が発生します。

その際払えない場合はまた納税猶予制度を選択することになります。イメージ的には当初の税金を、次世代に回しているような感覚になります。とはいえこれ以外のところはかなり改善されておりまして、非常に使い勝手がいいのは事実です。

改正前と改正後の相続税の納税猶予イメージ



事業承継税制の特例の創設等 (全体像)

ポイント 事業承継税制の適用の入口要件の緩和や税制適用後のリスク軽減で制度を利用しやすくするため、10年間に限定した特例制度が創設・拡充されます。

改正内容	改正前 (原則)	改正後 (特例)
(1) 対象株式数・贈与割合の拡大	・ 総株式の最大3分の2が対象 ・ 贈与割合80%	・ 経営者が保有する全株式が対象 ・ 贈与割合100%に拡大
(2) 対象者の拡大	1人の先代経営者から 1人の後継者のみ	親族外を含む複数の株主から 代表者である後継者 (最大3人) へ拡大
(3) 適用要件の弾力化	5年間で平均8割以上の雇用維持	5年間で平均8割以上の雇用要件を 未達成の場合でも猶予を継続可能に
(4) 新たな減免制度の創設	後継者が自主廃業・売却の際に 承継時の株価を基に贈与・相続税 が課税される	売却時や廃業時の評価額を基に納税額を 計算し、承継時の株価を基に計算した 納税額との差額を減免

適用時期 平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間に贈与又は相続若しくは遺贈により取得する株式に係る贈与又は相続税について適用

事業承継税制の特例の創設等

【新制度の概要】

「特例後継者」が「特例認定承継会社」の代表権を有している者から、贈与または相続、遺贈で特例認定承継会社の非上場株式等を取得した場合、その取得したすべての非上場株式等に係る贈与税または相続税の全額について、その特例後継者の死亡の日等までその納税を猶予する。

「特例認定承継会社」

平成30年4月1日平成35年3月31日までの間に特例承継計画を都道府県に提出した会社であって、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定を受けたものをいう。

「特例承継計画」

認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けた特例認定承継会社を作成した計画であって、その特例認定承継会社の後継者、承継時までの経営見通し等が記載されたもの。

「特例後継者」

特例認定承継会社の特例承継計画に記載されたその特例認定承継会社の代表権を有する後継者(同族関係者と合わせてその特例認定承継会社の総議決権数の過半数を有する者に限る。)であって、その同族関係者のうち、その特例認定承継会社の議決権を最も多く有する者(その特例承継計画に記載されたその後継者が2名又は3名以上の場合には、その議決権数において、それぞれ上位2名又は3名の者(その総議決権数の10%以上を有する者に限る。))をいう。

上記の改正は、平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間に贈与等により取得する財産に係る贈与税又は相続税について適用

事業承継税制を検討すべき企業のイメージ

ポイント

- ①現在自社株式を保有する経営者
- ②後継者候補者が20代以上
- ③自社株式の評価が高い中企業・中堅企業

以上、①から③に該当する企業は平成30年4月1日から特例承継計画を作成し、都道府県に提出することを検討すべきでしょう。

最終的に新事業承継税制の適用を受けるか否かは別として、特例承継計画を提出することが適用を受けるためのパスポートになります。

自社株式の承継は、事業承継税制の適用を受けずにできるのならそれがベスト ⇒課税関係が完結し、組織を機動的に動かすことが可能になるから

事業承継税制、具体的には納税猶予の認定申請する際は、制度内容を十分に理解した上で実行することが重要

■次週の卓話

10/3 須藤 亘 会員

週報担当 五十嵐 正

平成30年度8月出席率一覧表

員数	会 員 名	ホームクラブ	他クラブ	出席率	員数	会 員 名	ホームクラブ	他クラブ	出席率	
1	安藤公一	100	0	100	21	佐藤真吾	100	0	100	
2	青木邦弘	100	0	100	22	佐藤利明	100	0	100	
3	福村正	75	0	75	23	関口友宏	100	0	100	
4	後藤英則	100	0	100	24	宋 謹衣	-出席規定免除-			
5	兵藤哲夫	-出席規定免除-			25	須藤 亘	100	0	100	
6	市川慎二	100	25	125	26	田川富男	100	0	100	
7	五十嵐正	100	0	100	27	滝澤 亮	100	25	125	
8	北澤正浩	100	0	100	28	内田 敏	-出席規定免除-			
9	今野丁三	-出席規定免除-			29	矢田昭一	-出席規定免除-			
10	倉本宏昭	-出席規定免除-			30	柳沢哲也	100	0	100	
11	増田嘉一郎	100	50	150	31	吉原則光	-出席規定免除-			
12	目黒恵一	75	25	100	32					
13	新川 尚	100	25	125	33					
14	二宮麻理子	75	25	100	34					
15	二宮 登	100	0	100	35	高梨昌芳	名 誉 会 員			
16	岡田清七	-出席規定免除-			36					
17	大川伸一	50	50	100	37					
18	太田勝典	-出席規定免除-			38					
19	太田幸治	-出席規定免除-			39					
20	齋藤善孝	75	25	100	40					
例会日		1日	8日		22日		29日		平均	
例会出席率		$\frac{26}{27}$	96.30%	$\frac{26}{27}$	96.30%	$\frac{25}{27}$	92.59%	$\frac{26}{28}$	92.86%	
修正出席率		$\frac{27}{27}$	100%	$\frac{26}{27}$	96.30%	$\frac{27}{27}$	100%	$\frac{28}{28}$	100%	99.08%